

鳥取県告示第 38 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町明辺字トイシ谷692の2、692の3、692の8から692の18まで、字南谷731の10、731の11、731の24、姫路字後左近ノ一738の6、738の11

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町姫路字上河原376、406から408まで、山上字家ノ奥山415の2

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町覚王寺字向イ田71の2、72の2から72の4まで、落岩字東谷343の5、705の6、705の7、705の19、706の5、字山口709の20、709の22、709の23、709の51、709の77、709の83、山志谷字太田上366、370、372、姫路字上河原425、字荒堀458の2、字池ノ尾576、578の2、579の2、字清水ノ一773の2、字石ヶ谷805の27、字坂根ノ一825の10、福地字於登原谷603の5、603の6、603の67、603の73から603の81まで、603の90、603の92、603の94、603の158、605の50、明辺字山根694の2、695の18から695の21まで、698の2、700の2

（2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)